「(仮称) いわき市犯罪被害者等支援条例（案)」に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

本市における犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることで、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的に「(仮称) いわき市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めております。

この度、条例案がまとまりましたので、次のとおり市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1　市民意見募集の対象案件

（仮称）いわき市犯罪被害者等支援条例

2　意見募集期間

令和８年 11 月 13 日（金）から 11 月 27 日（金）まで（15 日間）

※ 令和８年 11 月 27 日（金）17 時 15 分まで必着

3　資料の公表方法

⑴ 市ホームページへの資料掲載

⑵ 担当課（市民協働部生活安全課　市役所本庁舎１階）における資料提供

⑶ 市役所本庁舎１階市民ホール、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

4　意見提出が可能な方

次のいずれかに該当する方（法人その他団体を含む）

⑴ 市内に住所を有する方

⑵ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

⑶ 市内の事務所又は事業所に勤務する方

⑷ 市内の学校に在学する方

5　意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入した上で、次のいずれかの方法により提出してください。

⑴ 郵送または直接持参：〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地　生活安全課

⑵ ＦＡＸ　：0246-22-7561

⑶ Ｅメール　：seikatsuanzen@city.iwaki.lg.jp

6　留意事項

⑴ 匿名の場合は、「意見」として取り扱いません。

⑵ 口頭、電話などによる意見の受付は行いません。

⑶ 意見提出者の個人情報等を公表することはありません。

⑷ 「提出いただいた意見」及び「意見に対する考え方」については、取りまとめの上、市ホームページに公表いたします。

【お問い合わせ先】
いわき市　市民協働部　生活安全課
電話：０２４６―２２―７４４６